第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項又は農林中央金庫法第五十七条の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等が定められるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。

三十四　業務代理組合において、代理事業に関し、次に掲げる行為を行わないための措置が講じられること。

イ・ロ　（略）

ハ　利用者に対し、不当に、当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の十第三号又は農林中央金庫法第五十九条に規定する特定関係者をいう。ニにおいて同じ。）の行う業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為

ニ　当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（当該業務代理組合を除く。）に対し、取引の条件が所属農林中央金庫等の取引の通常の条件に照らして当該所属農林中央金庫等に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（当該所属農林中央金庫等が農業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十五ただし書又は農林中央金庫法第五十九条ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものを除く。）

ホ～ヌ　（略）

三十五～四十　（略）

４～12　（略）

附　則

（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）

第三十条　（略）

２　（略）

３　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

一　（略）

二　次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介

イ・ロ　（略）

ハ　前項第八号に掲げる者の業務（水産業協同組合法第十一条の五第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

三・四　（略）

４　（略）

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　（略）

２　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条

第一項、水産業協同組合法第十一条の十の二第一項又は農林中央金庫法第五十七条の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等が定められるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。

三十四　業務代理組合において、代理事業に関し、次に掲げる行為を行わないための措置が講じられること。

イ・ロ　（略）

ハ　利用者に対し、不当に、当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の八第三号又は農林中央金庫法第五十九条に規定する特定関係者をいう。ニにおいて同じ。）の行う業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為

ニ　当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（当該業務代理組合を除く。）に対し、取引の条件が所属農林中央金庫等の取引の通常の条件に照らして当該所属農林中央金庫等に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（当該所属農林中央金庫等が農業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十二ただし書又は農林中央金庫法第五十九条ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものを除く。）

ホ～ヌ　（略）

三十五～四十　（略）

４～12　（略）

附　則

（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）

第三十条　（略）

２　（略）

３　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

一　（略）

二　次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介

イ・ロ　（略）

ハ　前項第八号に掲げる者の業務（水産業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

三・四　（略）

４　（略）

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　（略）

２　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条